

保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表（南地区・使用施設）

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p><u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u> <u>第53条の3 作業担当課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等（以下「資材等」という。）を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて施設管理統括者の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</u></p> <p><u>(3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>2 施設管理統括者は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ放射線管理第1課長の同意を得る。</u></p> <p><u>3 作業担当課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずる。</u></p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】 参考資料2 1. 解体・撤去する設備の概要及び撤去の方法</p> <p>(2) 解体・撤去の方法 核燃料物質使用変更許可後に実施する工事は、①解体・撤去を行うための措置、②汚染のある撤去対象設備の解体・撤去、③汚染のない撤去対象設備の解体・撤去である。</p> <p>撤去対象設備のうち、No.12セル内ボックス、微小分析装置、金属顕微鏡、コンベア装置、No.16グローブボックス、元素分析装置の内部については、核燃料物質により汚染している。一方、放射線計測装置、クレーン設備、No.11グローブボックス、廃液処理装置、試料入りキャスク置場、廃液輸送管については、核燃料物質による汚染がない。以下に工事の方法を示す。</p> <p>①解体・撤去を行うための措置 解体・撤去対象設備表面の汚染状況を直接法及びスミヤ法によりサーベイし、汚染のないことを確認する。解体・撤去対象設備のうち、内部が汚染している設備は②に示す方法で、処理・廃棄を行う。汚染がない設備は③の方法で処理・廃棄する。</p> <p>②汚染のある撤去対象設備の解体・撤去 No.12セル内ボックス、No.16グローブボックスについては、解体・撤去対象設備の解体用のグリーンハウス内で、半面マスク又は全面マスクを着用し、ドライバーやレンチ等の手工具等を用いてネジやボルトを外しつつ、ハンドソーやチップソー等の電動工具等を用いて解体を行う。廃棄物は、所定の容器（コンテナ等）に収納する。</p> <p>微小分析装置、金属顕微鏡、元素分析装置、コンベア装置については、当該装置が設置されているセル又はグローブボックス内で、半面マスク又は全面マスクを着用し、PVC又はグローブ越しに、ドライバーやレンチ等の手工具等を用いて解体を行う。</p> <p>③汚染のない撤去対象設備の解体・撤去 その他、汚染がない設備については、原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（平成20年経済産業省原子力安全・保安院（指示））を参考に、適切に取り扱う。</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】 参考資料2 1. 撤去する設備の概要及び撤去の方法</p> <p>(2) 撤去の方法 核燃料物質使用変更許可後に実施する作業は、ラジオグラフィ装置、低倍率光学顕微鏡、走査型電子顕微鏡及びX線マイクロアナライザの制御部等の不要部の撤去である。そのため、制御部等の不要部は管理区域内からの搬出物として（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定第2編第43条に従い、念のため汚染検査を行った後、持出しを行う。</p> <p>なお、持出し物品は『原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（平成20年経済産業省原子力安全・保安院（指示））』を参考に、適切に取り扱う。</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、解体・撤去の方法（参考資料2）に記載した「放射性廃棄物でない廃棄物」に対応するための条文の追加であり、許可書との齟齬はない。</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明											
<p>(核燃料物質の使用)</p> <p>第74条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、セル等及びフード以外の場所で核燃料物質を使用してはならない。ただし、次の各号に掲げる核燃料物質を使用する場合、IRAFにおいてFPソース要素及び核燃料物質はくを使用する場合並びにFMF（集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡、二次イオン質量分析計及び誘導結合プラズマ質量分析計）において気密を保持した上で全放射エネルギーが37MBq未満の核燃料物質を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 天然ウラン（化合物を含む。）又は劣化ウラン（化合物を含む。）</p> <p>(2) 濃縮ウラン（化合物を含む。）、プルトニウム（化合物を含む。）、ウラン-233（化合物を含む。）、濃縮ウラン（化合物を含む。）とプルトニウム（化合物を含む。）の混合物のいずれかであって密封（電着線源等を含む。）されたもの。</p>	<p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p>本文</p> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1338 289 2300 1549"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 296 1478 338">整理番号</th> <th data-bbox="1478 296 2291 338">使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 344 1478 386">1</td> <td data-bbox="1478 344 2291 386">《省略》</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1347 392 1478 434">整理番号</th> <th data-bbox="1478 392 2291 434">使用の方法</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 441 1478 1543">1-①</td> <td data-bbox="1478 441 2291 1543"> <p>《省略》</p> <p>表2-1 場所別使用方法のうち、電顕室における集束イオンビーム加工装置（以下「FIB」という。）及び透過型電子顕微鏡（以下「TEM」という。）を用いた加工及び観察・分析作業、実験室における二次イオン質量分析計（以下「SIMS」という。）を用いた分析作業、<u>実験室における実験室グローブボックスを用いた試料調製、並びに分析室における誘導結合プラズマ質量分析計（以下「ICP-MS」という。）を用いた分析作業</u>は、以下の使用の方法及び安全対策に従う。</p> <p>《省略》</p> <p><u>実験室グローブボックスで使用する試料は、金相セルグローブポート（P-18）内において、その表面線量率が「一時的に人が立ち入る場所の線量率」に係るFMFの設計基準値（200µSv/h）未満であることを放射線測定器を用いて確認した後、金相セルグローブポート（P-18）から気密状態を維持させたままバッグアウトにより搬出する。搬出物は金属容器に収納して実験室に移送し、実験室グローブボックス内へバッグインにより搬入する。</u></p> <p><u>ICP-MSで使用する試料は、その全放射エネルギーが核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の九の二のロで規定されるセル等の気密設備の使用を要しない放射エネルギー（37MBq）未満であることを実験室グローブボックスの試料搬出ポートでGe半導体検出器等を用いて確認した後、試料搬出ポートから気密状態を維持させたままバッグアウトにより搬出する。搬出物は金属容器に収納して分析室に移送する。移送された試料は、ICP-MSにおける試料交換の際に用いる試料交換用ボックス内に搬入する。</u></p> <p>《省略》</p> </td> </tr> </tbody> </table>	整理番号	使用の目的	1	《省略》	整理番号	使用の方法	1-①	<p>《省略》</p> <p>表2-1 場所別使用方法のうち、電顕室における集束イオンビーム加工装置（以下「FIB」という。）及び透過型電子顕微鏡（以下「TEM」という。）を用いた加工及び観察・分析作業、実験室における二次イオン質量分析計（以下「SIMS」という。）を用いた分析作業、<u>実験室における実験室グローブボックスを用いた試料調製、並びに分析室における誘導結合プラズマ質量分析計（以下「ICP-MS」という。）を用いた分析作業</u>は、以下の使用の方法及び安全対策に従う。</p> <p>《省略》</p> <p><u>実験室グローブボックスで使用する試料は、金相セルグローブポート（P-18）内において、その表面線量率が「一時的に人が立ち入る場所の線量率」に係るFMFの設計基準値（200µSv/h）未満であることを放射線測定器を用いて確認した後、金相セルグローブポート（P-18）から気密状態を維持させたままバッグアウトにより搬出する。搬出物は金属容器に収納して実験室に移送し、実験室グローブボックス内へバッグインにより搬入する。</u></p> <p><u>ICP-MSで使用する試料は、その全放射エネルギーが核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の九の二のロで規定されるセル等の気密設備の使用を要しない放射エネルギー（37MBq）未満であることを実験室グローブボックスの試料搬出ポートでGe半導体検出器等を用いて確認した後、試料搬出ポートから気密状態を維持させたままバッグアウトにより搬出する。搬出物は金属容器に収納して分析室に移送する。移送された試料は、ICP-MSにおける試料交換の際に用いる試料交換用ボックス内に搬入する。</u></p> <p>《省略》</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実験室グローブボックスでの核燃料物質取扱いについては、既に保安規定第74条に定められた「セル等」における使用方法に従うため、条文の変更はなく、許可書との齟齬はない。 使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、使用の方法1-①の変更に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。 			
整理番号	使用の目的												
1	《省略》												
整理番号	使用の方法												
1-①	<p>《省略》</p> <p>表2-1 場所別使用方法のうち、電顕室における集束イオンビーム加工装置（以下「FIB」という。）及び透過型電子顕微鏡（以下「TEM」という。）を用いた加工及び観察・分析作業、実験室における二次イオン質量分析計（以下「SIMS」という。）を用いた分析作業、<u>実験室における実験室グローブボックスを用いた試料調製、並びに分析室における誘導結合プラズマ質量分析計（以下「ICP-MS」という。）を用いた分析作業</u>は、以下の使用の方法及び安全対策に従う。</p> <p>《省略》</p> <p><u>実験室グローブボックスで使用する試料は、金相セルグローブポート（P-18）内において、その表面線量率が「一時的に人が立ち入る場所の線量率」に係るFMFの設計基準値（200µSv/h）未満であることを放射線測定器を用いて確認した後、金相セルグローブポート（P-18）から気密状態を維持させたままバッグアウトにより搬出する。搬出物は金属容器に収納して実験室に移送し、実験室グローブボックス内へバッグインにより搬入する。</u></p> <p><u>ICP-MSで使用する試料は、その全放射エネルギーが核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の九の二のロで規定されるセル等の気密設備の使用を要しない放射エネルギー（37MBq）未満であることを実験室グローブボックスの試料搬出ポートでGe半導体検出器等を用いて確認した後、試料搬出ポートから気密状態を維持させたままバッグアウトにより搬出する。搬出物は金属容器に収納して分析室に移送する。移送された試料は、ICP-MSにおける試料交換の際に用いる試料交換用ボックス内に搬入する。</u></p> <p>《省略》</p>												
<p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、使用施設等の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。<u>また、維持管理設備については、核燃料物質の使用禁止の表示を行う。</u></p> <p>《以下省略》</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>7-4 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</p> <table border="1" data-bbox="1338 1675 2300 1955"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 1682 1478 1745">使用設備の名称</th> <th data-bbox="1478 1682 1555 1745">個数</th> <th data-bbox="1555 1682 1715 1745">設置場所</th> <th data-bbox="1715 1682 2291 1745">仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1751 1478 1835">No. 11 セル*</td> <td data-bbox="1478 1751 1555 1835">1式</td> <td data-bbox="1555 1751 1715 1940" rowspan="2">第2 操作室</td> <td data-bbox="1715 1751 2291 1940"> <p><u>本セルの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、セルの仕様と同様である。</u></p> <p><u>セルの構造及び主要付属設備は表7-1及び表7-2に示す。</u></p> <p><u>ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1841 1478 1940">No. 12 セル*</td> <td data-bbox="1478 1841 1555 1940">1式</td> <td data-bbox="1715 1841 2291 1940"></td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	設置場所	仕様	No. 11 セル*	1式	第2 操作室	<p><u>本セルの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、セルの仕様と同様である。</u></p> <p><u>セルの構造及び主要付属設備は表7-1及び表7-2に示す。</u></p> <p><u>ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。</u></p>	No. 12 セル*	1式		<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、維持管理設備の追加に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。
使用設備の名称	個数	設置場所	仕様										
No. 11 セル*	1式	第2 操作室	<p><u>本セルの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、セルの仕様と同様である。</u></p> <p><u>セルの構造及び主要付属設備は表7-1及び表7-2に示す。</u></p> <p><u>ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。</u></p>										
No. 12 セル*	1式												

保安規定変更申請	使用変更許可	説明												
	<p><u>*No. 11セル及びNo. 12セルの外壁を維持管理設備とする。</u></p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】 <u>7-4 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</u></p> <table border="1" data-bbox="1338 321 2315 604"> <thead> <tr> <th>セルの名称</th> <th>主要試験機器</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラジオグラフィセル</td> <td>ラジオグラフィ装置</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金相セル</td> <td>低倍率光学顕微鏡 走査型電子顕微鏡 X線マイクロアナライザ</td> <td>1式 1式 1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	セルの名称	主要試験機器	数量	備考	ラジオグラフィセル	ラジオグラフィ装置	1式		金相セル	低倍率光学顕微鏡 走査型電子顕微鏡 X線マイクロアナライザ	1式 1式 1式		<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、維持管理設備の追加に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。
セルの名称	主要試験機器	数量	備考											
ラジオグラフィセル	ラジオグラフィ装置	1式												
金相セル	低倍率光学顕微鏡 走査型電子顕微鏡 X線マイクロアナライザ	1式 1式 1式												
<p>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</p> <p>第78条の3 施設管理者及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器（<u>維持管理設備を含む。</u>）のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。 《以下省略》</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】 <u>7-4 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</u>：掲載省略（第74条と同様）</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】 <u>7-4 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</u>：掲載省略（第74条と同様）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、維持管理設備の追加に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。 使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、維持管理設備の追加に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。 												
<p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第78条の4 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器（<u>維持管理設備を含む。</u>）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 使用施設等の設計及び工事に関すること。 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。 <p>2 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器（<u>維持管理設備を含む。</u>）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用施設等の工事の方法及び時期 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 <p>《以下省略》</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】 <u>7-4 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</u>：掲載省略（第74条と同様）</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】 <u>7-4 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</u>：掲載省略（第74条と同様）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、維持管理設備の追加に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。 使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、維持管理設備の追加に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。 												

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>(保全活動の実施)</p> <p>第78条の5 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器（<u>維持管理設備を含む。</u>）について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】 <u>7-4 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</u>：掲載省略（第74条と同様）</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】 <u>7-4 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</u>：掲載省略（第74条と同様）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、維持管理設備の追加に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。 ・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、維持管理設備の追加に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。
<p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第78条の6 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器（<u>維持管理設備を含む。</u>）について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】 <u>7-4 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</u>：掲載省略（第74条と同様）</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】 <u>7-4 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</u>：掲載省略（第74条と同様）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、維持管理設備の追加に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。 ・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、維持管理設備の追加に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。
<p>(定期事業者検査)</p> <p>第79条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとするときは、定期事業者検査計画書及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、予定期間の変更、その他施設の安全に影響しない軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>2 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じて前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の定期事業者検査計画書及び定期事業者検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主<u>任務者</u>の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得たときは、施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）又は放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 施設管理者、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、それぞれ施設管理統括者及び放射線管理部長に報告する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（「核燃料取扱主務者」を「核燃料取扱主任者」と記載している箇所の変更）に係る変更であり、使用変更許可申請書との齟齬はない。
<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第81条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、使用前事業者検査計画書及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更するときも、同様とする。ただし、予定期間の変更、その他施設の安全に影響しない軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>2 施設管理者並びに当該検査に関係する課長は、原子力施設検査室長の求めに応じて、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（「核燃料取扱主務者」を「核燃料取扱主任者」と記載している箇所の変更）に係る変更であり、使用変更許可申請書との齟齬はない。

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>3 原子力施設検査室長は、第1項の使用前事業者検査計画書及び使用前事業者検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得たときは、施設管理者及び当該検査に係る課長に通知する。</p> <p>5 施設管理者は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、施設管理統括者に報告する。</p>		

保安規定変更申請										使用変更許可	説明
別表第5 品質マネジメントシステム文書体系 (第9条)											・品質マネジメント文書体系については使用変更許可申請書には該当する記載はない。
品質マネジメント計画書 (一次文書)	本部 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	管理部 (二次文書)	高度実験部 (二次文書)	燃料材料開発部 (二次文書)	環境保全部 (二次文書)		
品質マネジメント計画書 QS-P12 (一次文書)	—	—	・総則 (大洗-QM-01)	・総則 (保安-QM-01)	・総則 (放射線-QM-01)	・総則 (管理-QM-01)	・総則 (J101-QM-01)	・総則 (燃料-QM-01)	・総則 (環境-QM-01)		
4.1 一般要求事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
4.2.3 文書管理	・文書及び記録管理要領 (QS-001)	・大洗研究所文書及び記録の管理要領 (大洗-QM-01)	—	—	—	—	—	—	—		
4.2.4 記録の管理	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に際した要領 (QS-000)	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動要領 (大洗-QM-23)	—	—	—	—	—	—	—		
5.1 顧客の関与	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理要領 (QS-A11)	・使用施設等安全審査委員会規則 (大洗-QM-13)	—	—	—	—	—	—	—		
5.5.4 内部コミュニケーション	・中央安全審査・品質保証委員会運営について (QS-004)	・品質保証推進委員会規則 (大洗-QM-11)	—	—	—	—	—	—	—		
5.6 マネジメントレビュー	・マネジメントレビュー実施要領 (QS-P02)	—	—	—	—	—	—	—	—		
6.2.2 力量、教育、訓練及び知識	・教育訓練管理要領 (QS-A07)	・大洗研究所教育・訓練管理要領 (大洗-QM-09)	—	—	—	—	—	—	—		
7.1 業務の計画	・業務の計画及び実施管理要領 (QS-A12)	・放射線業務規則 (大洗-QM-21)	・業務の管理要領 (大洗-QM-08)	・運転及び保守の管理要領 (保安-QM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放射線-QM-09)	—	・業務の管理要領 (J101-QM-09)	・業務の管理要領 (燃料-QM-09)	・業務の管理要領 (環境-QM-09)		
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	・大洗研究所放射線物質等運搬規則 (大洗-QM-22)	—	—	—	—	—	—	—		
7.3 設計・開発	—	・大洗研究所放射線物質等運搬規則 (大洗-QM-22)	—	—	—	—	—	—	—		
7.4 調達	・調達力の評価・測定管理要領 (QS-001)	・大洗研究所調達管理要領 (大洗-QM-02)	—	—	—	—	—	—	—		
7.5 業務の促進	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
8.2.2 内部監査	・原子力安全審査実施要領 (QS-P03)	・大洗研究所原子力施設、燃料物質管理施設、放射線管理施設 独立検査組織運営規則 (大洗-QM-41)	—	—	—	—	—	—	—		
8.2.4 検査及び試験	—	・大洗研究所不適合管理並びに是正及び予防活動要領 (QS-A03)	—	—	—	—	—	—	—		
8.3 不適合管理	—	・大洗研究所不適合管理並びに是正及び予防活動要領 (QS-A03)	—	—	—	—	—	—	—		
8.5.2 是正処置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
8.5.3 未然防止処置	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

保安規定変更申請			使用変更許可	説明
別表第32 各施設の廃液タンクにおける発生元の分類 (第56条、第57条)				
施設	廃液タンク	発生元		
AGF	放出前廃液タンク	手洗、暗室排水、床排水、排気筒雨水	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、使用が終了した No. 11 セルからの排水に関する記載の削除であり、許可書との齟齬はない。
	液体廃棄物Aタンク	No.1、No.3～No.7セル、ローディングセルの床排水、ホット更衣室、化学室の手洗及び床排水、 No.11セル内排水		
液体廃棄物Bタンク	No.8、No.9セルの床排水、グローブボックス及びフード内排水			
FMF	既設液体廃棄物Aタンク	1階、3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水		
	既設液体廃棄物Bタンク	除染セル、クリーンセル、トランスファトンネル、キャスクコリダ、ナトリウム洗浄室（機器用）、リペア室の床排水、地下2階の手洗及び床排水		
増設施設	液体廃棄物Aタンク	3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水		
	液体廃棄物Bタンク	第2除染セル、第2キャスクコリダ、第2キャスク保管室の床排水、地下2階の手洗及び床排水		
WDF	放出前廃液貯槽	ポンプ冷却水、蒸発缶スチーム排水		
	液体廃棄物A貯槽	手洗、暗室排水、床排水、蒸発缶凝縮水		
	α廃液貯槽	αセル、βセル、αホール、キャスク除染室の床排水及び機器ドレン、地下1階の手洗及び機器ドレン		
JWTF	液体廃棄物A受入タンク	高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、WDF、洗濯設備、蒸気ドレンピット、手洗		
	液体廃棄物B受入タンク	高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、ドレンサンプタンク、洗浄廃液受入タンク、液体廃棄物A受入タンク		
	廃液移送タンク	液体廃棄物A受入タンク、廃液凝縮水		
	ドレンサンプタンク	床ドレン、機器ドレン		
	蒸気ドレンピット	蒸気ドレン		
IRAF	貯留タンク	手洗、暗室排水、床排水		

保安規定変更申請			使用変更許可	説明										
別表第36 負圧及び負圧警報設定値（第67条、第70条） (1) AGF														
設備名等	負圧設定値	負圧警報設定値												
ローディングセルボックス、No. 1-2ボックス、No. 3-1ボックス、No. 3-2ボックス、L-1ボックス、L-2ボックス、No. 4ボックス、No. 5ボックス、No. 6ボックス、No. 7ボックス、No. 2セル*	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (ボックス-サービスエリア間) *No. 2セルはセル-サービスエリア間	50Pa (5mmH ₂ O) (ボックス-セル間) *No. 2セルはセル-サービスエリア間												
No. 12ボックス、No. 13ボックス、No. 14ボックス、No. 15ボックス、No. 16ボックス、No. 17ボックス、No. 18ボックス	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (ボックス-第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ボックス-第2操作室間)												
ローディングセル、No. 1-1セル、No. 1-2セル、No. 3-1セル、No. 3-2セル、L-1セル、L-2セル、No. 4セル、No. 5セル、No. 6セル、No. 7セル	50Pa以上 (5mmH ₂ O以上) (セル-サービスエリア間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セル-サービスエリア間)												
No. 8セル、No. 9セル	150Pa以上 (15mmH ₂ O以上) (セル-サービスエリア間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セル-サービスエリア間)												
No. 13セル、No. 14セル、No. 15セル、No. 16セル、No. 17セル、No. 18セル、 <u>維持管理設備 (No. 11セル、No. 12セル)</u>	50Pa以上 (5mmH ₂ O以上) (セル-第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セル-第2操作室間)	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p><u>7-4 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>設置場所</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>No. 11セル*</u></td> <td><u>1式</u></td> <td rowspan="2"><u>第2操作室</u></td> <td rowspan="2"><u>本セルの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、セルの仕様と同様である。セルの構造及び主要付属設備は表7-1及び表7-2に示す。ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。</u></td> </tr> <tr> <td><u>No. 12セル*</u></td> <td><u>1式</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*No. 11セル及びNo. 12セルの外壁を維持管理設備とする。</u></p>	使用設備の名称	個数	設置場所	仕様	<u>No. 11セル*</u>	<u>1式</u>	<u>第2操作室</u>	<u>本セルの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、セルの仕様と同様である。セルの構造及び主要付属設備は表7-1及び表7-2に示す。ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。</u>	<u>No. 12セル*</u>	<u>1式</u>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、維持管理設備の追加に対応する別表の変更であり、許可書との齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	設置場所	仕様											
<u>No. 11セル*</u>	<u>1式</u>	<u>第2操作室</u>	<u>本セルの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、セルの仕様と同様である。セルの構造及び主要付属設備は表7-1及び表7-2に示す。ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。</u>											
<u>No. 12セル*</u>	<u>1式</u>													
No. 4グローブボックス、No. 5グローブボックス、No. 6グローブボックス、No. 7グローブボックス、No. 8グローブボックス、No. 10グローブボックス、No. 11グローブボックス、No. 12グローブボックス、No. 13グローブボックス、No. 14グローブボックス、No. 15グローブボックス、No. 16グローブボックス、No. 17グローブボックス、No. 18グローブボックス、化学ボックス、質量分析用グローブボックス、ガス分析用グローブボックス	200Pa以上 (20mmH ₂ O以上) (グローブボックス-設置室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (グローブボックス-設置室間)												
コンベア気密トンネル	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (コンベア気密トンネル-サービスエリア間)	50Pa (5mm ₂ O) (コンベア気密トンネル-サービスエリア間)												

保安規定変更申請			使用変更許可				説明			
(2) FMF			【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】				・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、表7-4 グローブボックスの概要の追加に対応する別表の変更であり、許可書との齟齬はない。			
			表7-4 グローブボックスの概要							
設備名等	負圧設定値	負圧警報設定値	<u>グローブボックス</u> 名称	数量	概略仕様	設置場所				
試験セル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー操作室間)	<u>実験室グローブボックス</u>	1式	概略寸法 幅 200cm×奥行 120cm×高さ 100cm	実験室				
除染セル クリーンセル	80Pa以上 (8mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー操作室間)			材質 ステンレス鋼(内面塩化ビニルライニング)、 一般構造用鋼及び塩化ビニル樹脂等					
ラジオグラフィ _二 セル	80Pa以上 (8mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルーラジオグラフィ _二 セル 操作室間)			気密度 0.1Vol%/h以下					
トランスファトンネル	80Pa以上 (8mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー操作室間)			負圧* 200Pa(20mmH ₂ O)以上					
金相セル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー操作室間)			* 設置室を基準とし、「以上」は負圧の深い側を意味する。					
機器修理用ステーション	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (ステーションー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ステーションーサービスエリア間)			添付書類1					
第2試験セル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー第2操作室間)			表19-1 主要警報設備					
第2除染セル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー第2操作室間)			警報種類			作動条件	検出器設置場所	表示場所
CT検査室	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (CT検査室ー第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (CT検査室ー第2操作室間)			給排気設備警報			排風機異常	排風機の異常停止時	排風機室、第2排風機室
第2トランスファトンネル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー第2操作室間)					計装用コンプレッサー異常	計装用空気圧が設定値より低くなった時	給気機械室、第2給気機械室	コントロール室
第2機器修理用ステーション	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (ステーションー第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ステーションーサービスエリア間)					セル負圧	差圧異常(操作室又は第2操作室との差圧が50Pa(5mmH ₂ O)以下となった時)	試験セル、除染セル、クリーンセル、金相セル、第2試験セル、第2除染セル	コントロール室 及び操作室
<u>実験室グローブボックス</u>	<u>200Pa以上</u> <u>(20mmH₂O以上)</u> <u>(実験室グローブボックスー実験室間)</u>	<u>50Pa</u> <u>(5mmH₂O)</u> <u>(実験室グローブボックスー実験室間)</u>					グローブボックス負圧	差圧異常(グローブボックス設置場所との差圧が50Pa(5mmH ₂ O)以下となった時)	グローブボックス	グローブボックス設置場所
			《以下省略》							

保安規定変更申請		使用変更許可					説明
別表第40 核燃料物質取扱制限量 (第73条)		【施設番号1: 照射燃料試験施設変更許可申請書】					・使用変更許可申請の許可(令和4年6月16日付け)に基づき、表2-3 1) 取扱制限量の変更に対応する別表の変更であり、許可書との齟齬はない。
(1) AGF		表2-3 1) 取扱制限量					
取扱区域	制限量(グラム)*1	使用場所	計量単位区域	臨界管理方式	系区分	制限量(g)	
ローディングセル、No.1-2セル、No.3-1セル、No.4セル、No.5セル、No.6セル、No.7セル、No.8セル、No.9セル	各220	ローディングセル	ローディングセル	質量管理	減速系	220	
No.3-2セル、L-1セル、L-2セルの一括区域	3つのセル全体の合計で220	No.1-1セル	No.1-1セル	質量管理	乾燥系	2,600	
No.1-1セル	2,600*2	No.1-2セル	No.1-2セル	質量管理	減速系	220	
				質量管理	乾燥系	520	
		No.3-1セル	No.3-1セル	質量管理	減速系	220	
鉛セル全域(No.1-1セル 、 No.1-2セル 、No.13セル、No.14セル、No.15セル、No.16セル、No.17セル、No.18セルの一括区域)	鉛セル全体の合計で220	No.3-2セル	No.3-2セル	質量管理	減速系	220	
化学室全域(化学ボックス、No.13グローブボックス、No.14グローブボックス、No.15グローブボックスの一括区域)	化学室全体の合計で220	L-1セル	L-1セル	質量管理	減速系	220	
実験室全域(No.4グローブボックス 、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックスの一括区域)	実験室全体の合計で220	L-2セル	L-2セル	質量管理	減速系	220	
ホット工作室全域(No.17グローブボックス 、No.18グローブボックスの一括区域)	ホット工作室全体の合計で220	No.4セル	No.4セル	質量管理	減速系	220	
		No.5セル	No.5セル	質量管理	減速系	220	
		No.6セル	No.6セル	質量管理	減速系	220	
		No.7セル	No.7セル	質量管理	減速系	220	
		No.8セル	No.8セル	質量管理	減速系	220	
		No.9セル	No.9セル	質量管理	減速系	220	
		No.11セル	No.11セル	質量管理	減速系	220	
		No.12セル	No.12セル	質量管理	減速系	220	
		《以下省略》					
		備考 制限量はウラン-235、ウラン-233、プルトニウム全核種の合計量について適用する。					
		表2-3 2) 取扱制限量					
		使用場所	計量単位区域	臨界管理方式	系区分	制限量(g)	
		化学室	化学ボックス	質量管理	減速系	220	
			No.13グローブボックス	質量管理	減速系	220	
			No.14グローブボックス	質量管理	減速系	220	
			No.15グローブボックス	質量管理	減速系	220	
		実験室	No.4グローブボックス	質量管理	減速系	220	
			No.5グローブボックス	質量管理	減速系	220	

*1: ウラン235、ウラン233及びプルトニウム全核種の合計量について適用する。

*2: 乾燥系に限る。

*3: 未照射試料に限る。プルトニウムの場合は密封に限る。

注; FMFのキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。

保安規定変更申請		使用変更許可				説明	
		No.6 グローブボックス	質量管理	減速系	220	<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、表 2-3 2) 取扱制限量の変更に対応する別表の変更であり、許可書との齟齬はない。 	
		No.7 グローブボックス	質量管理	減速系	220		
		No.8 グローブボックス	質量管理	減速系	220		
		ホット工 作室	No.17 グローブボックス	質量管理	減速系		220
			No.18 グローブボックス	質量管理	減速系		220
		操作室*		質量管理	減速系		220
		恒温室	No.16 グローブボックス	質量管理	減速系		220
		キャスク 保管室	1 キャスクにつき	質量管理	乾燥系		2,600
		試料入り キャスク 置場	1 キャスクにつき	質量管理	乾燥系		2,600
		サービ ス エリア	1 キャスクにつき	質量管理	乾燥系		2,600
		備考 制限量はウラン-235、ウラン-233、プルトニウム全核種の合計量について適用する。 * 未照射燃料に限る。プルトニウムは密封したものに限る。					
(2) FMF		【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】 表 2-3 最大取扱核燃料物質重量 (1/3)				<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、表 2-3 最大取扱核燃料物質重量 (1/3) の変更に対応する別表の変更であり、許可書との齟齬はない。 	
取扱区域	制限量 (グラム)						
試験セル全体	(省略)						
除染セル	(省略)						
クリーンセル	(省略)						
ラジオグラフィセル	(省略)						
金相セル	(省略)						
ホットリペア室	(省略)						
コンタクトリペア室	(省略)						
電顕室	(省略)						
実験室	(省略)						
分析室	220 - プルトニウム、ウラン-235 の合計量						
キャスクカー	(省略)						
集合体キャスク	(省略)						
キャスク 1	(省略)						
キャスク 2	(省略)						
キャスク 3	(省略)						
キャスク 4	(省略)						
キャスク 5	(省略)						
MMF キャスク	(省略)						
MMF キャスク 2	(省略)						
第2 試験セル全体	(省略)						
第2 除染セル	(省略)						
CT 検査室	(省略)						

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																																																																										
<p>(省略)</p>	<p>表 2-3 最大取扱核燃料物質重量 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セル等</th> <th>試験セル</th> <th>除染セル</th> <th>クリンセル</th> <th>ラジオグラフィーカーセル</th> <th>金相セル</th> <th>電顕室</th> <th>実験室</th> <th>分析室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)天然ウラン及びその化合物</td> <td>1 kg-U</td> <td>1 kg-U</td> <td>1 kg-U</td> <td>1 kg-U</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)劣化ウラン及びその化合物^{注1}</td> <td>308 kg-U</td> <td>75 kg-U</td> <td>75 kg-U</td> <td>35 kg-U</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)濃縮ウラン及びその化合物^{注2}</td> <td>80.04 kg-U</td> <td>18.7 kg-U</td> <td>18.7 kg-U</td> <td>9.35 kg-U</td> <td></td> <td></td> <td>0.22 kg^{注5}</td> <td>0.22 kg^{注5}</td> </tr> <tr> <td>(4)プルトニウム及びその化合物^{注3}</td> <td>36.34 kg-Pu</td> <td>9.0 kg-Pu</td> <td>9.0 kg-Pu</td> <td>3.22 kg-Pu</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)上記物質(3)及び(4)を含む物質</td> <td>116.38 kg-Pu-U</td> <td>27.7 kg-Pu-U</td> <td>27.7 kg-Pu-U</td> <td>12.57 kg-Pu-U</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)トリウム及びその化合物^{注4}</td> <td>0.05 kg-Th</td> <td>0.05 kg-Th</td> <td>0.05 kg-Th</td> <td>0.05 kg-Th</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理方法</td> <td>質量管理</td> <td>質量又は形状管理</td> <td>質量又は形状管理</td> <td>質量管理</td> <td>質量管理</td> <td>質量管理</td> <td>質量管理</td> <td>質量管理</td> </tr> <tr> <td>系区分</td> <td>乾燥系</td> <td>減速系</td> <td>減速系</td> <td>乾燥系</td> <td>減速系</td> <td>減速系</td> <td>減速系</td> <td>減速系</td> </tr> <tr> <td>備考 (1)項に対する燃料集合体及び燃料ビン^{注2}の数</td> <td>集合体3体^{注2} +ビン520本^{注2} +ビン255本^{注4}</td> <td>ビン^{注4} 170本</td> <td>ビン^{注4} 170本</td> <td>集合体1体^{注2}</td> <td>減速系</td> <td>減速系</td> <td>減速系</td> <td>減速系</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 「もんじゅ」ブランケット燃料集合体及び同燃料ビン^{注2}を想定している。 注2 「常陽」MK-II照射炉心燃料集合体及び同燃料ビン^{注2}を想定している。 注3 「常陽」MK-II照射炉心燃料集合体及び同燃料ビン並びに「もんじゅ」外側炉心燃料集合体及び同燃料ビン^{注2}を想定している。 注4 U-235とPuの合計値 注5 「常陽」MK-III内側炉心燃料集合体を想定している。 注6 「常陽」MK-III外側炉心燃料集合体を想定している。 注7 「もんじゅ」ブランケット燃料ビン^{注2}を想定している。 注8 「もんじゅ」内側炉心燃料ビン^{注2}を想定している。 注9 「常陽」MK-II照射炉心燃料ビン及び「もんじゅ」内側炉心燃料ビン^{注2}を想定している。 注10 「常陽」MK-II照射炉心燃料ビン及び「もんじゅ」内側炉心燃料ビン^{注2}を想定している。</p>	セル等	試験セル	除染セル	クリンセル	ラジオグラフィーカーセル	金相セル	電顕室	実験室	分析室	(1)天然ウラン及びその化合物	1 kg-U	1 kg-U	1 kg-U	1 kg-U					(2)劣化ウラン及びその化合物 ^{注1}	308 kg-U	75 kg-U	75 kg-U	35 kg-U					(3)濃縮ウラン及びその化合物 ^{注2}	80.04 kg-U	18.7 kg-U	18.7 kg-U	9.35 kg-U			0.22 kg ^{注5}	0.22 kg ^{注5}	(4)プルトニウム及びその化合物 ^{注3}	36.34 kg-Pu	9.0 kg-Pu	9.0 kg-Pu	3.22 kg-Pu					(5)上記物質(3)及び(4)を含む物質	116.38 kg-Pu-U	27.7 kg-Pu-U	27.7 kg-Pu-U	12.57 kg-Pu-U					(6)トリウム及びその化合物 ^{注4}	0.05 kg-Th	0.05 kg-Th	0.05 kg-Th	0.05 kg-Th					管理方法	質量管理	質量又は形状管理	質量又は形状管理	質量管理	質量管理	質量管理	質量管理	質量管理	系区分	乾燥系	減速系	減速系	乾燥系	減速系	減速系	減速系	減速系	備考 (1)項に対する燃料集合体及び燃料ビン ^{注2} の数	集合体3体 ^{注2} +ビン520本 ^{注2} +ビン255本 ^{注4}	ビン ^{注4} 170本	ビン ^{注4} 170本	集合体1体 ^{注2}	減速系	減速系	減速系	減速系	
セル等	試験セル	除染セル	クリンセル	ラジオグラフィーカーセル	金相セル	電顕室	実験室	分析室																																																																																				
(1)天然ウラン及びその化合物	1 kg-U	1 kg-U	1 kg-U	1 kg-U																																																																																								
(2)劣化ウラン及びその化合物 ^{注1}	308 kg-U	75 kg-U	75 kg-U	35 kg-U																																																																																								
(3)濃縮ウラン及びその化合物 ^{注2}	80.04 kg-U	18.7 kg-U	18.7 kg-U	9.35 kg-U			0.22 kg ^{注5}	0.22 kg ^{注5}																																																																																				
(4)プルトニウム及びその化合物 ^{注3}	36.34 kg-Pu	9.0 kg-Pu	9.0 kg-Pu	3.22 kg-Pu																																																																																								
(5)上記物質(3)及び(4)を含む物質	116.38 kg-Pu-U	27.7 kg-Pu-U	27.7 kg-Pu-U	12.57 kg-Pu-U																																																																																								
(6)トリウム及びその化合物 ^{注4}	0.05 kg-Th	0.05 kg-Th	0.05 kg-Th	0.05 kg-Th																																																																																								
管理方法	質量管理	質量又は形状管理	質量又は形状管理	質量管理	質量管理	質量管理	質量管理	質量管理																																																																																				
系区分	乾燥系	減速系	減速系	乾燥系	減速系	減速系	減速系	減速系																																																																																				
備考 (1)項に対する燃料集合体及び燃料ビン ^{注2} の数	集合体3体 ^{注2} +ビン520本 ^{注2} +ビン255本 ^{注4}	ビン ^{注4} 170本	ビン ^{注4} 170本	集合体1体 ^{注2}	減速系	減速系	減速系	減速系																																																																																				
<p>別表第4-1 巡視 (第6-5条、第7-7条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>巡視項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セル等*1</td> <td>イ 差圧 (フードにあっては吸引状態) *7</td> </tr> <tr> <td>フード*1</td> <td>ロ セルのγ線の線量当量率 ハ セルシャへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニター*2*7の指示温度</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	巡視項目	セル等*1	イ 差圧 (フードにあっては吸引状態) *7	フード*1	ロ セルのγ線の線量当量率 ハ セルシャへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニター*2*7の指示温度	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>7-4 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備 の名称</th> <th>個 数</th> <th>設置場所</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用設備 の名称	個 数	設置場所	仕様					<p>・使用変更許可申請の許可 (令和4年6月16日付け) に基づき、維持管理設備の追加に伴う注釈の見直しであり、許可書との齟齬はない。</p>																																																																												
設備区分	巡視項目																																																																																											
セル等*1	イ 差圧 (フードにあっては吸引状態) *7																																																																																											
フード*1	ロ セルのγ線の線量当量率 ハ セルシャへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニター*2*7の指示温度																																																																																											
使用設備 の名称	個 数	設置場所	仕様																																																																																									

保安規定変更申請		使用変更許可			説明															
<table border="1"> <tr> <td>廃棄物処理設備*³</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>廃液設備 廃液処理装置*⁴</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>イ 電流 ロ 電圧</td> </tr> <tr> <td>無停電電源設備*⁵</td> <td>電圧</td> </tr> <tr> <td>換気設備*⁶</td> <td>フィルタ差圧</td> </tr> </table>	廃棄物処理設備* ³	外観点検	廃液設備 廃液処理装置* ⁴		電源設備	イ 電流 ロ 電圧	無停電電源設備* ⁵	電圧	換気設備* ⁶	フィルタ差圧		<table border="1"> <tr> <td><u>No. 11 セル*</u></td> <td>1式</td> <td rowspan="2">第2 操作室</td> <td rowspan="2"> <u>本セルの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、セルの仕様と同様である。</u> <u>セルの構造及び主要付属設備は表7-1及び表7-2に示す。</u> <u>ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。</u> </td> </tr> <tr> <td><u>No. 12 セル*</u></td> <td>1式</td> </tr> </table>	<u>No. 11 セル*</u>	1式	第2 操作室	<u>本セルの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、セルの仕様と同様である。</u> <u>セルの構造及び主要付属設備は表7-1及び表7-2に示す。</u> <u>ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。</u>	<u>No. 12 セル*</u>	1式		<p>• FMFの維持管理設備（ラジオグラフィ装置等）は既存のセルに接続された装置等であり、既存セルの巡視は継続して行うことから、条文の変更はなく、許可書との齟齬はない。</p>
廃棄物処理設備* ³	外観点検																			
廃液設備 廃液処理装置* ⁴																				
電源設備	イ 電流 ロ 電圧																			
無停電電源設備* ⁵	電圧																			
換気設備* ⁶	フィルタ差圧																			
<u>No. 11 セル*</u>	1式	第2 操作室	<u>本セルの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、セルの仕様と同様である。</u> <u>セルの構造及び主要付属設備は表7-1及び表7-2に示す。</u> <u>ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。</u>																	
<u>No. 12 セル*</u>	1式																			
<p>*1：AGF、FMF、WDF及びJWTF設備 *2：AGF設備及びWDF設備 *3：JWTF設備 *4：AGF設備及びWDF設備 *5：AGF、FMF、WDF及びIRAF設備 *6：管理区域内部の負圧維持のための排気設備に限る <u>*7：AGFの維持管理設備を含む</u></p>		<p><u>*No. 11セル及びNo. 12セルの外壁を維持管理設備とする。</u></p>																		

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<div data-bbox="222 189 1026 1480" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="350 1509 1151 1549" data-label="Caption"> <p>別図第3 AGF管理区域図（第31条、第61条、第64条）</p> </div>	<div data-bbox="1344 180 1955 216" data-label="Section-Header"> <p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> </div> <div data-bbox="1335 220 2294 1371" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1706 1375 1944 1413" data-label="Caption"> <p>図4 地階平面図</p> </div>	<div data-bbox="2332 873 2763 1102" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、使用が終了した試料入りキャスク置場の変更、廃液処理室の名称変更に対応する別図の変更であり、許可書との齟齬はない。 </div>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<div data-bbox="261 195 1249 1675" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="676 1686 834 1717">《以下省略》</p> <p data-bbox="424 1761 1071 1793">別図第6 FMF管理区域図（第31条、第64条）</p>	<p data-bbox="1347 184 2036 216">【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p data-bbox="1359 222 1599 254">図7-1 1階平面図</p> <div data-bbox="1368 310 2249 1650" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="2264 932 2294 1083" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; bottom: 10px;">図7-1 1階平面図</p>	<p data-bbox="2356 453 2763 638">・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、図7-1 1階平面図の変更に対応する別図の変更であり、許可書との齟齬はない。</p>